

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	訓令
○福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則	○職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令
○福島県民の日条例施行規則の一部を改正する規則	○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令
○福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令
○福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令
	○福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、福島県民の日条例施行規則の一部を改正する規則、福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第三十一号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則(昭和二十八年福島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一福島市の部一の項中「35」を「38」に改め、同部11の項中「荒井の」を「荒井、荒井北一丁目、荒井北二丁目及び荒井北三丁目」に改め、同部17の項中「上名倉の」を「さくら一丁目、さくら二丁目及びさくら三丁目の区域、上名倉の」に、「及び佐倉下」を、「、佐倉下」に改め、同部18の項中「及び佐原」を、「、佐原」に改め、同部

に次のように加える。

36	伊達 飯野	飯野町飯野及び飯野町明治の区域	飯野小学校
37	伊達大久保	飯野町大久保の区域	大久保小学校
38	青 木	飯野町青木の区域	青木小学校

別表第一会津若松市の部一の項中「8」を「13」に改め、同部に次のように加える。

9	川 南	北会津町上米塚、北会津町新在家、北会津町松野、北会津町両堂、北会津町小松、北会津町東小松、北会津町古館、北会津町下野、北会津町金屋、北会津町西後庵、北会津町古麻生、北会津町西麻生、北会津町麻生新田、北会津町天満、北会津町大島、北会津町北後庵、北会津町柏原、北会津町下米塚及び北会津町三本松の区域	会津南部市場整備事務所
10	荒 館	北会津町下荒井、北会津町白山、北会津町和泉、北会津町宮ノ下、北会津町館、北会津町出尻、北会津町田村山、北会津町安良田、北会津町中里、北会津町石原、北会津町真宮、真宮新町北、真宮新町南、北会津町鬮川、北会津町中荒井、北会津町二日町、北会津町東麻生、北会津町ぼたるの森、北会津町今和泉、北会津町寺堀、北会津町宮袋、北会津町本田、北会津町十二所及び北会津町鷺林の区域	荒館小学校
11	日 橋	河東町広田、河東町倉橋、河東町金田、河東町東長原、河東町浅山及び河東町南高野の区域	旧河東第一小学校
12	八 田	河東町八田の区域	旧河東第二小学校
13	河 沼 堂 島	河東町郡山、河東町代田、河東町谷沢、河東町岡田、河東町大田原、河東町広野、河東町熊野堂及び河東町福島の区域	旧河東第三小学校

「民衆線」一線に在るの給電の区画「郡山高専技術専門学校」や「テクノアカデミー郡山」に在る。区画に在るの給電の区画「7」や「13」に在る。区画に在るの給電の区画「大字久田野、大字本沼、大字大和田及び大字大」や「久田野、本沼、大和田及び大」に在る。区画に在るの給電の区画「大字小田川、大字泉田、大字萱根及び大字豊地」や「小田川、泉田、萱根及び豊地」に在る。区画に在るの給電の区画「大字借宿、大字田島、大字舟田、大字板橋及び大字双石」や「借宿、田島、舟田、板橋及び双石」に在る。区画に在るの給電の区画「大字旗宿」や「旗宿」に在る。区画に在るの給電の区画「大字関辺」や「関辺」に在る。区画に在るの給電の区画に在る。

8	表郷	表郷の区域	白河市表郷庁舎
9	小野田	東上野出島及び東下野出島の区域	小野田小学校
10	釜子	東釜子、東蕪内、東深仁井田、東栃本、東形見、東千田及び東工業団地の区域	釜子小学校
11	大屋	大信下小屋及び大信隈戸の区域	大屋小学校
12	信夫	大信町屋、大信上新城、大信中新城、大信下新城、大信田園町府及び大信堰ノ上の区域	信夫第一小学校
13	増見	大信増見及び大信豊地の区域	信夫第二小学校

「民衆線」一線に在るの給電の区画「大字狸森」や「狸森」に在る。区画に在るの給電の区画「10」や「15」に在る。区画に在るの給電の区画「大字松塚、大字箱、大字岩淵、大字泉田及び大字保土原」や「松塚、箱、岩淵、泉田及び保土原」に在る。区画に在るの給電の区画「大字西川、大字森宿」や「西川、森宿」に在る。区画に在るの給電の区画「及び西の内町」や「西の内町及び下宿町」に在る。区画に在るの給電の区画「大字袋田、大字越久及び大字大桑原」や「袋田、越久及び大桑原」に在る。区画に在るの給電の区画「大字塩田」や「塩田」に在る。区画に在るの給電の区画「大字仁井田、大字錦ヶ岡」や「仁井田、錦ヶ岡」に在る。区画に在るの給電の区画「大字滑川」や「滑川」に在る。区画に在るの給電の区画「大字小倉、大字塩田及び大字上小山田」や「小倉、塩田及び小山田」に在る。区画に在るの給電の区画「大字上小山田及び大字小倉」や「上小山田及び小倉」に在る。区画に在るの給電の区画「大字雨田、大字大栗、大字小作田、大字市野関、大字日照田、大字下小山田及び大字田中」や「雨田、大栗、小作田、市野関、日照田、下小山田及び田中」に在る。区画に在るの給電の区画に在る。

11	長沼	長沼、志茂、小中及び江花の区域並びに滝の区域のうち15の地域に含まれる区域以外	長沼高等学校
----	----	---	--------

		の区域	
12	勢至堂	勢至堂の区域	旧長沼小学校勢至堂分校
13	榊衝	榊衝、矢田野、木之崎、堀込、横田及び花の里の区域	長沼東小学校
14	白江	北横田、矢沢、畑田、深渡戸及び大久保の区域	白江小学校
15	白方	今泉、柱田、梅田及び守屋の区域並びに滝の区域のうち字八幡前、字八幡後、字滝原、字屋敷東、字清水尻、字八升蒔、字殿曲輪、字北田、字馬重山、字林ノ越山、字馬場窪、字深沢、字重兵衛山、字炭焼、字不動山、字額取山、字向田山、字赤土山、字石蔵、字大隅、字大徳防、字戸渡、字三ツ森及び字元地の区域	白方小学校

「民衆線」一線に在るの給電の区画「大字狸森」や「狸森」に在る。区画に在るの給電の区画「7」や「20」に在る。区画に在るの給電の区画に在る。

8	熱塩	熱塩加納町山田、熱塩加納町熱塩及び熱塩加納町相田の区域	大崎道路管理所
9	加納	熱塩加納町加納、熱塩加納町米岡及び熱塩加納町宮川の区域	加納小学校
10	塩川	塩川町のうち11から13までの地域に含まれる区域以外の区域	会津高等技術専門学校
11	耶麻堂島	塩川町天沼、塩川町吉沖、塩川町四奈川、塩川町大田木及び塩川町会知の区域	堂島小学校
12	姥堂	塩川町小府根、塩川町新江木、塩川町三吉、塩川町新井田谷地及び塩川町源大屋敷の区域	姥堂小学校

13	駒形	塩川町常世、塩川町五合、塩川町中屋沢、塩川町金橋及び塩川町窪の区域	駒形小学校
14	山都	山都町のうち15から17までの地域に含まれる区域以外の区域	耶麻農業高等学校
15	蓬萊	山都町蓬萊の区域	山都第一小学校第三分校
16	相川	山都町相川及び山都町朝倉の区域	山都第二小学校
17	一ノ木	山都町早稲谷及び山都町一ノ木の区域	山都第三小学校
18	山郷	高郷町上郷の区域のうち深山川以南の区域及び高郷町揚津の区域	高郷小学校
19	高郷大谷	高郷町上郷の区域のうち深山川以北の区域及び高郷町警見の区域	旧高郷第三小学校
20	河沼新郷	高郷町西羽賀、高郷町夏井、高郷町川井、高郷町塩坪、高郷町池ノ原、高郷町峰及び高郷町大田賀の区域	旧高郷第一小学校

別表第一二本松市の部に次のように加える。

8	油井	油井及び智恵子の森の区域	油井小学校
9	渋川	渋川、吉倉及び米沢の区域	旧安達用水改良事務所
10	上川崎	上川崎、小沢及び下川崎の区域	上川崎小学校
11	小浜	小浜、西勝田、初森、成田及び上長折の区域	小浜小学校
12	下長折	下長折及び長折の区域	安達東高等学校
13	西新殿	西新殿、東新殿、杉沢及び上太田の区域	新殿小学校

14	百目木	百目木及び茂原の区域	旧百目木小学校
15	旭田沢	田沢の区域	旧田沢小学校
16	北戸沢	戸沢の区域のうち17の地域に含まれる区域以外の区域	北戸沢小学校
17	南戸沢	戸沢の区域のうち字西高野地内の452.1メートルの三角点と麓山三角点(897.1メートル)を結ぶ線以南の区域	南戸沢小学校
18	針道	針道の区域	針道小学校
19	木幡	木幡の区域	木幡第一小学校
20	安達太田	太田の区域のうち陣場山三角点(357.1メートル)と字上小田地内の404メートルの三角点を結ぶ線以北の区域	下太田小学校
21	寺坂	太田の区域のうち陣場山三角点(357.1メートル)と字上小田地内の404メートルの三角点を結ぶ線以南の区域	上太田小学校

別表第一二本松市の部に次のように加える。

田 村 市		1	滝根	滝根町神俣の区域	滝根小学校
		2	田村広瀬	滝根町広瀬の区域	広瀬小学校
		3	菅谷	滝根町菅谷の区域	菅谷小学校
		4	上大越	大越町上大越及び大越町早稲川の区域	上大越小学校
		5	下大越	大越町下大越の区域	下大越小学校
		6	牧野	大越町牧野及び大越町栗出の区域	牧野小学校

7	古 道	都路町古道の区域のうち8の地域に含まれる区域以外の区域	古道小学校
8	田村大久保	都路町古道の区域のうち三郡森山頂(676メートル)、字馬場平地内の606.2メートルの三角点、字産場地内の787.5メートルの三角点及び字柏保地内の799.3メートルの三角点を結ぶ線以南の区域	旧大久保小学校
9	岩 井 沢	都路町岩井沢の区域	岩井沢小学校
10	常 葉	常葉町常葉、常葉町新田作及び常葉町久保の区域	常葉小学校
11	西 向	常葉町西向及び常葉町鹿山の区域	西向小学校
12	山 根	常葉町山根の区域	山根小学校
13	関 本	常葉町関本、常葉町小椋山、常葉町早稲川及び常葉町堀田の区域	関本小学校
14	船 引	船引町船引及び船引町東部台の区域	船引高等学校
15	今 泉	船引町今泉の区域	旧今泉小学校
16	美 山	船引町北鹿又及び船引町長外路の区域	美山小学校
17	芦 沢	船引町芦沢及び船引町光陽台の区域	芦沢小学校
18	移 移	船引町上移、船引町北移及び船引町南移の区域	緑小学校

19	移 中 山	船引町中山及び船引町横道の区域	旧中山小学校
20	瀬 川	船引町新館、船引町大倉、船引町石沢及び船引町門鹿の区域	瀬川小学校
21	文 珠	船引町文珠及び船引町石森の区域	石森小学校
22	春 山	船引町春山の区域	春山小学校
23	門 沢	船引町門沢の区域	旧門沢小学校
24	堀 越	船引町堀越及び船引町遠山沢	旧堀越小学校
25	柵 山	船引町柵山及び船引町永谷の区域	旧柵山小学校
1	要 田	田村市船引町荒和田、船引町笹山、船引町要田及び船引町成田の区域並びに三春町大字庄司、大字北成田及び大字南成田の区域	要田小学校
1	原 町	2から16までの地域に含まれる区域以外の区域	南相馬合同庁舎
2	高 平	原町区のうち上高平、下高平、上北高平、下北高平、泉、北泉及び金沢の区域	高平小学校
3	相 馬 太 田	原町区のうち上太田、中太田、下太田、矢川原、牛来、益田、高、鶴谷及び小木迫の区域	太田小学校
4	大 甕	原町区のうち大甕、北原、雫、米々沢、小沢、小浜、堤谷、	大甕小学校

		江井及び下江井の区域	
5	神	原町区のうち石神、高倉、牛越、大木戸及び押釜の区域	石神第二小学校
6	北 長 野	原町区のうち北長野、長野、北新田、深野、信田沢、大原及び大谷の区域	石神第一小学校
7	馬 場	原町区のうち馬場及び片倉の区域	横川ダム
8	萱 浜	原町区のうち萱浜、上沢佐及び下沢佐の区域	浜高等技術専門学校
9	鹿 島	鹿島区のうち鹿島、あさひ、西町、北右田、南右田及び南海老の区域	鹿島小学校
10	沢	鹿島区のうち北屋形、南屋形、北海老、永渡、南柚木及び永田の区域	八沢小学校
11	野	鹿島区のうち寺内、江垂、小島田、塩崎、川子、烏崎及び大内の区域	真野小学校
12	上 真 野	鹿島区のうち浮田、角川原、山下、御山、横手、岡和田、小山田、牛河内、小池、檀原、桧窪及び上桧窪の区域	上真野小学校
13	小 高	小高区のうち大井、大町、岡田、小高、片草、上町、関場、田町、塚原、仲町、西町、東町、藤木、南小高、南町、本町及び吉名の区域	小高区役所
14	金 房	小高区のうち飯崎、小屋木、	金房小学校

		上根沢、金谷、大田和及び川房の区域	
15	鳩 原	小高区のうち北鳩原、南鳩原、小谷、羽倉及び大富の区域	鳩原小学校
16	福 浦	小高区のうち女場、角部内、蛇沢、浦尻、下浦、行津、上浦、神山、耳谷、泉沢、水谷、福岡、村上及び井田川の区域	福浦小学校
伊 達 市	伊 達	2から18までの地域に含まれる区域以外の区域	伊達小学校
1	伊 達	伏黒及び箱崎の区域	伊達東小学校
2	東 伊 達		
3	梁 川	梁川町、梁川町青葉町、梁川町栗野、梁川町希望ヶ丘、梁川町幸町、梁川町桜町、梁川町二野袋、梁川町広瀬町、梁川町向川原、梁川町やなぎわ工業団地及び梁川町柳田の区域	梁川高等学校
4	五 十 沢	梁川町五十沢の区域	五十沢小学校
5	富 野	梁川町舟生及び梁川町八幡の区域	富野小学校
6	山 舟 生	梁川町山舟生の区域	山舟生小学校
7	白 根	梁川町白根の区域	白根小学校
8	堰 本	梁川町大関、梁川町細谷、梁川町新田及び梁川町陽光台の区域	堰本小学校
9	保 原	保原町、保原町大泉、保原町大立目、保原町金原田、保原	伊達合同庁舎

		町中瀬、保原町二井田及び保原町みずほの区域（11の地域に含まれる区域を除く。）	
10	上保原	保原町上保原及び保原町大柳の区域	上保原小学校
11	柱沢	保原町柱田、保原町所沢、保原町字村岡及び保原町字八幡台の区域	柱沢小学校
12	富成	保原町富沢及び保原町高成田の区域	富成小学校
13	掛田	霊山町掛田、霊山町山野川、霊山町山戸田及び霊山町中川の区域	掛田小学校
14	石田	霊山町石田の区域	石田小学校
15	霊山	霊山町大石及び霊山町泉原の区域	大石小学校
16	小国	霊山町上小国及び霊山町下小国の区域	小国小学校
17	月館	月館町月館、月館町布川及び月館町御代田の区域	月館小学校
18	小手	月館町糠田、月館町上手渡及び月館町下手渡の区域	小手小学校
伊達市	大枝	伊達市梁川町東大枝の区域並びに国見町大字西大枝及び大字川内の区域	大枝小学校
本宮市	本宮	2から5までの地域に含まれる区域以外の区域	本宮警察署

2	西本宮	荒井、青田、岩根及び関下の区域	本宮第二中学校
3	安達白岩	白岩、長墨、稲沢及び松沢の区域	白岩小学校
4	和田	和田の区域	和田小学校
5	糠沢	糠沢の区域	糠沢小学校
1	田島	田島の区域のうち2の地域に含まれる区域以外の区域並びに丹藤、永田、水無及び栗生沢の区域	南会津合同庁舎 田島高等学校
2	田部	田部及び長野の区域並びに田島の区域のうち字田部原の区域	田部小学校
3	福米沢	福米沢、金井沢、塩江、高野及び静川の区域	福米沢小学校
4	針生	針生の区域	針生小学校
5	荒海	中荒井、藤生、関本、川島及び糸沢の区域	荒海小学校
6	滝ノ原	滝原の区域	会津高原駅前（バスタブ）
7	館岩	塩ノ原、たのせ、前沢、福渡、中ノ井、穴原、戸中、水石、松戸原、押戸、吉高、貝原、角生、湯ノ花、水引、新田原、滝ノ山及び八木ノ沢の区域	館岩小学校

別表第一伊達市の部、国見町梁川川の部から月館町の部並びに糠沢町の部、安達町の部、本宮町の部から長沼町の部並びに丹藤村の部、田島町の部、田部町の部、母掛村の部及び南郷村の部を除き、只見町の部の次に次のように加える。

12	14	沢 左賀瀬川、沼田及び上平の区	二岐ダム
		域	

別表第一表郷村の部、東村の部、大信村の部、三春町船引町の部、滝根町の部から船引町の部まで、鹿島町の部及び小高町の部並びに備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一郡山市の部3の項の改正規定、猪苗代町の部10の項の改正規定及び柳津町の部4の項の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県規則第三十二号

福島県民の日条例施行規則の一部を改正する規則

福島県民の日条例施行規則（平成九年福島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表天鏡閣の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(文化振興課)

福島県規則第三十三号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項を削る。

第五条第三項の表条例第六条第三項第一号（自己用）の項基準の欄第三号中「八」を「第一種特別規制地域等においては八を、」に、「一」を「二」に改め、同

号と同欄第四号とし、同欄第二号中「二分の三以内」の下に「（電光表示広告物等にあつては、二分の三以内、かつ、地上から当該電光表示広告物等の電光表示装置の上端までの高さ（二以上の電光表示装置を有する場合は、地上から当該電光表示装置の上端までの高さのうち最大の高さとする。以下同じ。）が当該建物の高さを超えないもの）」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄第一号中「五平方メートル以下」を「第一種特別規制区域等においては五平方メートル以下、」に、「一五平方メートル」を「一五平方メートル以下（電光表示装置を有する広告物等（以下「電光表示広告物等」という。）にあつては、電光表示装置の表示面積が七・五平方メートル）」に改め、同号を同欄第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置（以下「電光表示装置」という。）を有しないこと（第一種特別規制地域等に限る。）。

第五条第三項の表条例第六条第三項第一号（自己用）の項基準の欄に次の一号を加える。

五 電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。
 第五条第三項の表条例第六条第三項第二号（管理用）の項基準の欄第三号中「八」を「第一種特別規制地域等においては八を、」に、「一」を「二」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 電光表示装置を有しないこと。

第五条第三項の表条例第六条第三項第三号（公共的目的用）の項基準の欄第二号中「八」を「第一種特別規制地域等においては八を、」に、「一」を「二」に改める。

第五条第四項の表条例第六条第四項第一号（自己用）の項基準の欄第一号を次のように改める。

一 電光表示装置を有しないこと（第一種特別規制地域等に限る。）。

第五条第四項の表条例第四項第一号（自己用）の項基準の欄第三号中「八」を「第一種特別規制地域等においては八を、」に、「一」を「二」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号中「二分の三以内」の下に「（電光表示広告物等にあつては、二分の三以内、かつ、地上から当該電光表示広告物等の電光表示装置の上端までの高さ（当該建物の高さを超えないもの）」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

二 自己の住所等の一に表示し、又は設置する広告物等（条例第六条第三項第一号に該当するものを除く。）の表示面積の合計が第一種特別規制地域等においては五平方メートルを超え一五平方メートル以下、第二種特別規制地域等においては三〇平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、電光表示装置の表示面積の合計が一五平方メートル以下）であること。

第五条第四項の表条例第六条第四項第一号（自己用）の項基準の欄に次の一号を加える。

五 電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。

第五条第四項の表条例第六条第四項第二号（公共的目的用）の項基準の欄第二号中「八」を「第一種特別規制地域等においては八を、」に、「一」を「二」に改める。

第五条第五項第三号中「八」を「第一種特別規制地域等においては八を、」に、「一」を「二」に改め、同号を同号エとし、同号イ中「六メートル以下」を「第一種特別規制地域等においては六メートル以下、」に、「十三メートル以下」を「十三メートル以下」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「十二平方メートル以下」を「第一種特別規制地域等においては十二平方メートル以下、」に、「三十平方メートル以下」を「三十平方メートル以下、」に、「二平方メートル以下」を「第一種特別規制地域等においては二平方メートル以下、」に、「五平方メートル以下」を「五平方メートル以下」に改め、同号アを同号イとし、同号イの前に次のように加える。

ア 電光表示装置を有しないこと。

第五条第六項の表条例第六条第五項第一号（自己用）の項基準の欄第二号中「八」を「第一種特別規制地域等においては八を、」に、「一二」を「一二」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号を同欄第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 電光表示装置を有しないこと。

第五条第六項の表条例第六条第五項第二号（管理用）の項基準の欄第三号中「八」を「第一種特別規制地域等においては八を、」に、「一二」を「一二」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 電光表示装置を有しないこと。

別表第三中

「一 道路からの入口から五メートル以内の場所に二個以内でそれぞれの表示面積の合計が四平方メートル以下であり、かつ、道路からの入口から一五メートル以上二五メートル以内の場所に二個以内でそれぞれの表示面積の合計が四平方メートル以下であること。

「一 電光表示装置を有しないこと。

二 道路からの入口から五メートル以内の場所に二個以内でそれぞれの表示面積の合計が四平方メートル以下であり、かつ、道路からの入口から一五メートル以上二五メートル以内でそれぞれの表示面積の合計が四平方メートル以下であること。

三 広告物等相互間の距離が二メートル以上であること。

に改める。

別表第四固定広告物等の項中「三〇平方メートル以下であること」を「三〇平方メートル以下（第一種普通規制地域等における電光表示装置にあつては、一五平方メートル以下）であること」に、

「六 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。

「六 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。

七 自己用として設置するものであること（第一種普通規制地域等において電光表示装置を設置しようとする場合に限る）。

に改め、「合計が五〇平方メートル以下」

の下に「（電光表示装置等の電光表示装置にあつては、二五平方メートル以下）で、

かつ、当該壁面の面積の二分の一以下、第二種普通規制地域等においては一の壁面に於ける電光表示装置等の電光表示装置の表示面積の合計が五〇平方メートル以下」を加える。

「一 第一種普通規制地域等においては、表示面積が五〇平方メートル以下であること。

二 壁面からの突き出し幅が二メートル以下で、かつ、道路には五メートル以上（歩道がある場合は、一メートル以上）突き出さないこと。

三 下端の高さが四・五メートル以上（歩道上では、二・五メートル以上）であること。

四 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。

え、

を

「一 表示面積が、第一種普通規制地域等においては五〇平方メートル以下（電光表示装置の表示面積五平方メートル以下）、第二種普通規制地域等における電光表示装置の表示面積五〇平方メートル以下であること。

二 壁面からの突き出し幅が二メートル以下で、かつ、道路には五メートル以上（歩道がある場合は、一メートル以上）突き出さないこと（電光表示装置等については、道路上に突き出さないこと）

三 地上から電光表示装置の上での高さが壁面の高さを超えないこと（第一種普通規制地域等における電光表示装置等に限る）。

四 下端の高さが四・五メートル以上（歩道上では、二・五メートル以上）であること。

五 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。

制地
トル
つて
が二
種普
示広
ては
こと。
メー
は〇
場合
さな
あつ

「一 高さが一〇メートル以下（第二種普通規制地域等においては、二〇メートル以下）で、かつ、地上から設置面までの高さの二分の一以内（第二種普通規制地域等においては、三分の二以内）であること。

二 広告板の外郭線が建物の壁面の

「一 電光表示装置を有（第一種普通規制地域等）においては一〇メートル以下で、かつ、設置面までの高さの二分の一以内（第二種普通規制地域等）であること。

と。)。
 端ま
 ない
 にお
)。
 トル
 以上
 を超
 使用
 しないこと。
 域等に
 規制地
 域等に
 ル以下
 第二
 おいて
 二〇
 つ、地
 上から
 二分の
 一以内
 域等にお
 いては、
 二〇平方
 メートル
 以下、
 かつ、
 電光表示
 装置の表
 示面積が
 六〇平方
 メートル
 以下)。
 電光表示
 装置を有
 しないこ
 と。
 脚柱以外
 の部分の
 下端の高
 さが、(歩
 道上では、
 四・五メ
 ートル以
 上)である
 こと。
 二・五メ
 ートル以
 上)である
 こと。
 二 一面の
 表示面積
 の二分の一
 を超えて
 彩度一二
 を超える
 色彩を使
 用しない
 こと。
 三 一面の
 表示面積
 の二分の一
 を超えて
 彩度一二
 を超える
 色彩を使
 用しない
 こと。
 四 一面の
 表示面積
 の二分の一
 を超えて
 彩度一二
 を超える
 色彩を使
 用しない
 こと。

三 広告板の外郭線が上方への延長面からいこと。
 四 一面の表示面積の超えて彩度一二を超えないこと。

に、「表示面積が二〇平方メートル以下」を「表示面積の合計が一

二分の一を超
 色彩を使用

二〇平方メートル以下(電光表示広告物等にあつては、一面の電光表示装置の表示面積が一五平方メートル以下で、かつ、電光表示装置の表示面積が六〇平方メートル以下)

一 高さが一〇メートル以下(第二種普通規制地域等においては、二〇メートル以下)で、かつ、地上から設置面までの高さの二分の一以内(第二種普通規制地域等においては、三分の二以内)であること。
 二 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。

を

一 電光表示装置を有しないこと(第一種普通規制地域等に限り、第一種普通規制地域においては、一〇メートル以下、高さが一〇メートル以下、地上から設置面までの高さの二分の一以内(第二種普通規制地域等においては、三分の二以内)であること。
 三 広告板の外郭線が建物の壁の上方への延長面からはみ出さないこと。

三 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超えないこと。
 四 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超えないこと。

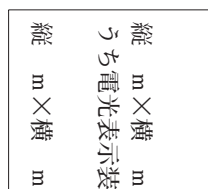
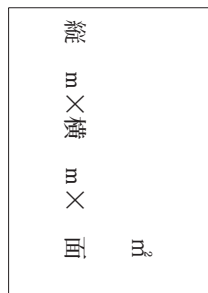
二 脚柱以外の部分の下端の高さが四・五メートル以上(歩道上では、二・五メートル以上)であること。
 二 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超えないこと。

一 電光表示装置を有脚柱以外の部分の四・五メートル以上二・五メートル以上
 三 一面の表示面積の超えて彩度一二を超えないこと。

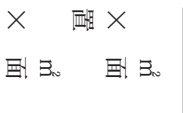
しないこと。
 下端の高さが(歩道上では、二分の一を超
 色彩を使用

に改める。

様式第一号及び様式第三号中



に改める。



様式第四号中

(㎡)

を

(㎡)
うち電光表示装置
増・減

に改める。

様式第九号の二中

縦 m×横 m×面
㎡

を

縦 m×横 m×
うち電光表示装置
縦 m×横 m×
面 ㎡

に

年月日号

を

年月日号
福島県第

に改める。

様式第九号の四中

(㎡)

を

(㎡)
うち電光表示装置
増・減

に

年月日号

を

年月日号
福島県第

に改める。

附則に次の四項を加える。

4 条例附則第八項の規則で定めるものは、屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十一年福島県規則第三十三号）による改正前の屋外広告物条例施行規則（第六項及び第七項において「改正前の規則」という。）別表第四に規定する基準に

適合する電光表示広告物等であつて、簡易広告物以外のものとする。

5 条例附則第八項及び第十項の規則で定める変更は、電光表示広告物等に係る変更であつて、電光表示装置以外の部分の変更とする。

6 条例附則第九項の規則で定めるものは、改正前の規則第五条第三項に規定する基準に適合する電光表示広告物等であつて、簡易広告物以外のものとする。

7 条例附則第十項の規則で定めるものは、改正前の規則第五条第四項若しくは第五項第三号又は別表第三に規定する基準に適合する電光表示広告物等であつて、簡易広告

物以外のものとする。

附 則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

(都市計画課)

福島県規則第三十四号

福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築基準法施行細則（昭和四十七年福島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「(イ)項」の下に「並びに同条第四項の表一の(四)」を加え、同項第三号中「第一条の三第三項の表一の(ロ)項に掲げる図書」を「第一条の三第一項の表二に掲げる図書であつて、それぞれ許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項を明示したものに改める。

第六条の二第一号及び第六条の四第一号中「(ハ)項」の下に「並びに同条第四項の表一の(四)」を加える。

第十一条の三第一項第一号中「(イ)項」の下に「並びに同条第四項の表一の(四)」を加える。

第十一条の四第一号中「(ハ)項」の下に「並びに同条第四項の表一の(四)」を加える。

第十五条の見出し中「変更又は」を削り、同条中「の規定による道路の位置を変更し、又は当該」を「に規定する」に、「道路変更・廃止申請書」を「道路廃止申請書」に改める。

第二十条第一項中「第四十七条の第十三第一項第十五号」を「第四十七条の第十三第一項第十六号」に改め、同条第二項中「第四十七条の第十三第二項第十一号」を「第四十七条の第十三第二項第十五号」に改める。

第九号様式(裏)を次のように改める。
(裏)

手数料欄

第九号様式(裏)中「受理し、又は」を削る。

第十号様式中「道路変更・廃止申請書」を「道路廃止申請書」に、「変更・廃止したい」を「廃止したい」に、「変更・廃止予定年月日」を「廃止予定年月日」に、「変更・廃止する」を「廃止する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令

福島県訓令第10号

(建築指導課)

本庁機関
労働委員会事務局

職員の仕事の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

職員の仕事の格付に関する規程の一部を改正する訓令

職員の仕事の格付に関する規程(昭和三十七年福島県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表の行政職給料表格付表中「直轄理事知事公室長」を「直

轄理事知事公室長」「企業誘致担当参事」を「企業誘致担当課

長」「保健福祉事務所課

長」「保健福祉事務所支

所長

保健所副所長
県北、県中、県南、
会津、相双保健所
部長

保健所副所長
県北、県中、県南、
会津、相双保健所
部長

保健

保健所支所長

福祉事務所課

津保健所部長

」

喜多方しのめ荘
園長

喜多方しのめ荘
次長

若松乳
児院長

健所課長

郡山高専技術専門
部長

児院長」「若松乳児院次長」

ハイ
所長
テクノアカデミー
郡山校長

長相当職以外
等技術専門校
副校長

テクノアカデミー
副校長

テクノアカデミー
副校長

ハイ
所長
テクノアカデミー
所

等技術専門校長

テクノアカデミー
副校長

高等技術専門校副
校長

テクノアカデミー
副校長

職業能力開発短期
大学学科長

職業能力開発校学
科長

高等技術専門校課
長

」」「専門工事検査員」「主任工事検査員

イテクノアカデミー
副校長

」」「専門工事検査員」「主任工事検査員

」」「専門技術管理員

」」「精神保健福祉セン
ター所長

」」「同表医療職給料表(1)格付

」」「精神保健福祉セン
ター所長

」」「同表医療職給料表(1)格付

」」「精神保健福祉セン
ター所長

」」「同表医療職給料表(1)格付

」」「精神保健福祉セン
ター所長

」」「同表医療職給料表(1)格付

」」「精神保健福祉セン
ター所長

」」「同表医療職給料表(1)格付

」」「精神保健福祉セン
ター所長

									□
									□

に改める。

第十六号様式中

職務内容	と責任の
程	度

を

従	事	週
時	間	月
職務内容	と責任の	年
程	度	時間

に改める。

附 則

- この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、平成二十一年五月二十一日から施行する。
- この訓令の施行の際現に提出されている改正前の福島県職員服務規程第十六号様式による他の団体の事務への従事願は、改正後の福島県職員服務規程第十六号様式による他の団体の事務への従事願とみなす。
- この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県職員服務規程第二号様式及び第十六号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(人事課)

福島県訓令第十二号

本庁機関
出先機関

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（平成十年福島県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第九条から第十一条の二までの規定中「（支所を含む。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第十三号

本庁機関
出先機関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程（昭和三十五年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一動物管理員及び農場管理員の項中「作業服（冬）」

「」を

作業服（冬）	整備服	防寒服
安全ぐつ	冬	冬
一年	一年	一年
二年	二年	二年
三年	三年	三年

に改め、同表

技能員の項中

作業帽	作業服（夏）	作業服（冬）
二年	二年	二年
二年	二年	二年
二年	二年	二年

を

作業服

一	二	二
二年	二年	二年
二年	二年	二年
二年	二年	二年

に改め、同表道路補修員の項中「作業服」

(夏) 一 二 年 一 二 年 一 二 年
 (冬) 一 二 年 一 二 年 一 二 年

に従事する職員にあっては作業服下衣の使用期間を一年とする。

服(夏) 一 二 年 一 二 年
 服(冬) 一 二 年 一 二 年

作業服(夏) 一 一年
 作業服(冬) 一 二年

作業は、とす

服下衣について使用期間を一年とする。

に改め、同表公害監視の業務に従事する職員の項を次のように改める。

公害監視の業務に従事する職員	作業帽	一 三年	環境センターに勤務する職員に限る。
	作業服(夏)	一 三年	
	作業服(冬)	一 三年	
	白衣	一 二年	
	ゴム長ぐつ	一 三年	
	防寒服	一 四年	
	安全ぐつ	一 四年	
		一 四年	

別表第一環境衛生業務に従事する職員の項中

一 二 年
 二 二 年
 三 二 年
 四 二 年
 三 二 年
 四 二 年

に改め、同

表農林事務所(企画部地域農林企画課及び農業振興普及部に限る。)に勤務する職員の項中「地域農林企画課」を削り、「ゴム長ぐつ」を削る。

「ゴム長ぐつ」

「」を

防寒服 一 一 三年
 防寒ぐつ 一 一 三年

に改め、同表家畜保健

衛生所に勤務する技術職員の項中「ゴム長ぐつ」

「」を
 防寒服 一 三年
 会津家畜保健衛生所に勤務する職員に限る。

究職員の項中「水産試験場」の下に「又は内水面水産試験場」を加え、同表農業総合センター(安全農業推進部を除く。)又は林業研究センターに勤務する技術職員(肥飼料検査員を除く。)の項中「防除衣」を「農薬の散布の作業に従事する職員に限る。」に改め、同表試験所研

防除衣 一 三年
 農薬の散布の作業に従事する職員に限る。

防寒服 一 三年
 農業総合センター(沼尻分場及び会津地域研究所に限る。)に勤務する職員に限る。

るしまの幹部船員の項に次のように加える。

農林事務所(農村整備部に限る。)、用水改良事務所又はほ場整備事務所に勤務し、用地又は換地の業務に従事する事務職員	作業帽	一 二年	会津農林事務所及び南会津農林事務所に勤務する職員に限る。
	作業服(夏)	一 二年	
	作業服(冬)	一 二年	
	ゴム長ぐつ	一 二年	
	安全ぐつ	一 三年	
	冬期作業用防寒服	一 三年	
	冬期作業用防寒ぐつ	一 三年	
		一 三年	

別表第一農林事務所(農村整備部及び森林林業部に限る。)、用水改良事務所、ほ場整備事務所、農業支援総室(農業担い手課に限る。)、又は農村整備総室(農村振興課に限る。)に勤務する技術職員の項中「技術職員を」を「職員を」に改め、同表水産試験場に勤務する研究職員の項中「水産試験場」の下に「又は内水面水産試験場」を加え、「防寒服」を「雨衣」に改め、同表水産

種苗研究所又は内水面水産試験場に勤務する技術職員の項中「又は内水面水産試験場」を削る。

「」を

「公有財産調

別表第二総務部文書管財総室の項中「公有財産調査用 雨 衣」を
工事検査用
工事検査用
工事検査用
工事検査用

着用
雨衣
保護帽
作業帽
作業服
防寒服
安全ぐつ

に改め、同表企画調整部地域づくり総室の項の次に次のように加える。
「工事検査用 防寒服」を
「工事検査用 作業服」
「庁舎管理用 作業服」
「庁舎管理用 ゴム長ぐつ」
「冬期作業用 防寒ぐつ」
「冬期作業用 保護帽」
に改め、同表水産種苗研究所及び内水面水産試験場の項中「及び内水面水産試験場」を削る。

企画調整部文化スポーツ局	現地作業用 現地作業用 現地作業用 現地作業用	作業帽 作業服 雨衣 ゴム長ぐつ 防寒服
--------------	----------------------------------	----------------------------------

別表第二地方振興局の項中「工事検査用 防寒服」を
「工事検査用 作業服」
「庁舎管理用 作業服」
「庁舎管理用 ゴム長ぐつ」
に改め、同表喜多方市ののめ荘、若松乳児院、郡山光風学園、大笹生学園及び総合療育センターの項中「喜多方市ののめ荘、若松乳児院」を「若松乳児院」に改め、同表農業総合センター（安全農業推進部を除く。）及び林業研究センターの項中「冬期作業用 防寒ぐつ」を「冬期作業用 防寒ぐつ」に改め、同表水産種苗研究所及び内水面水産試験場の項中「及び内水面水産試験場」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一農林事務所（農村整備部及び森林林業部に限る。）、用水改良事務所、ほ場整備事務所、農業支援総室（農業担い手課に限る。）、又は農村整備総室（農村振興課に限る。）に勤務する技術職員の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（職員厚生課）

福島県訓令第十四号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日
福島県知事 佐藤 雄平

福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

福島県職員安全衛生管理規程（昭和五十八年福島県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項及び第三十条第二項中「職員厚生課」を「職員業務課福利厚生室」に改める。

第一号様式備考4、第二号様式備考2、第三号様式備考3、第四号様式備考2、第五号様式備考、第六号様式備考2及び第七号様式備考中「~~職員厚生課~~」を「~~職員厚生課~~」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（職員厚生課）